

## 福島県特定地域づくり推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、人口急減地域における安定的な働く場の確保と地域で活躍する人材の育成を図る特定地域づくり事業協同組合制度の円滑な運用を促進するため、県内市町村及び特定地域づくり事業協同組合の認定を受けようとする事業協同組合に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 人口急減地域

- ① 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づく過疎地域
- ② 同法で規定する過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域

#### (2) 事業協同組合

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1項に規定する事業協同組合をいう。

#### (3) 特定地域づくり事業協同組合

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）第3条第1項の規定に基づき認定を受けた事業協同組合のことをいう。

#### (4) 広域特定地域づくり事業協同組合

組合員が複数の市町村に存している特定地域づくり事業協同組合のことをいう。

#### (5) 特定地域づくり事業

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）第10条第1項及び第2項の規定に基づく活動のことをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる者（以下「補助事業者」という。）とする。

#### (1) 市町村

#### (2) 広域特定地域づくり事業協同組合及びその認定を受けようとする事業協同組合

2 前項第2号で掲げる事業協同組合には、発起人会や設立準備協議会を含めるものとする。

(補助の対象及び補助額)

第4条 補助金は、補助事業者が、特定地域づくり事業を推進するため、特定地域づくり事業協同組合の運営・設立に要する経費（以下「補助対象経費」という。）について、補助事業者に対して交付するものとし、その経費及び額は、別表1のとおりとする。

- (1) リスク軽減補助金
- (2) 広域奨励補助金

(補助の申請)

第5条 規則第4条第1項に規定する申請書は、福島県特定地域づくり推進事業補助金交付申請書（第1号様式）とし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする

- (1) 事業計画書（第1号様式の別紙1）
- (2) 収支予算書（第1号様式の別紙2）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

4 補助事業者は、第1項の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第6条 規則第5条第1項に規定する補助金の交付の決定の内容は、第4条第1項に規定する補助対象事業ごとの別表1に掲げる対象経費（以下「補助対象経費」という。）の配分を含むものとする。

2 知事は、第1項の規定による交付の決定を行うに当たっては、前条第4項により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額を減額するものとする。

(補助金交付の条件)

第7条 規則第7条第1項の規定による通知を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のいずれか

の場合とする。

- (1) 補助事業（補助目的）の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更をすること。
- (2) 補助対象経費の20%以内の減額又は補助金交付申請額の変更を伴わない増額をすること。

（変更の承認申請）

第8条 補助事業者は、規則第6条第1項の規定に基づき、知事の承認を受けようとする場合は、福島県特定地域づくり推進事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）

第9条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

（状況報告又は調査）

第10条 知事は、規則第11条の規定により、補助金にかかる予算の執行の適性を期するため、必要があるときは、補助事業の進捗状況について補助事業者に報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

2 補助事業者は、前項の規定により報告を求められたときは、福島県特定地域づくり推進事業補助金実施状況報告書（第3号様式）を知事が定める日までに提出しなければならない。

3 知事は、第1項の調査の結果、補助事業が適切に行われていないと認めるときは、補助事業者に対し、適切に行うよう指示するものとする。

4 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに福島県特定地域づくり推進事業補助金完了報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第13条に規定する実績報告は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、福島県特定地域づくり推進事業補助金実績報告書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に1部を提出しなければならない。

- (1) 実績書（第5号様式の別紙1）
- (2) 収支精算書（第5号様式の別紙2）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額を減額して報告しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等による、その報告に係る補助事業の成果が補助券の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定（以下「確定額」という。）し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項において確定をしようとする補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 知事は、第1項の規定により補助金の額を確定したときは、次の各号に掲げる補助事業に関する事項をインターネットその他の方法により公表することができるものとする。

- (1) 補助事業の名称
- (2) 補助事業の実施場所
- (3) 補助事業の概要
- (4) 補助事業に要した費用及び補助金の額

#### (補助金の交付)

第13条 補助金は規則第14条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の一部について概算払をすることができるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の支払を受けようとするときは、福島県特定地域づくり推進事業補助金交付（概算払）請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

#### (消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合に、補助事業に係る消費税及び地方消費税の確定に伴う報告書（第7号様式）1部を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、期限を定めて当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

3 第18条第3項の規定は、前項の返還を命ずる場合において準用する。

(交付決定の取り消し)

第15条 知事は、規則第16条第1項の規定によるほか、補助事業者が第10条、第11条及び第17条の規定に違反した場合は、規則第5条第1項の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第16条 補助事業者は、次に掲げる場合に該当するときは、別に定める期限において、当該補助金を返還しなければならない。

(1) 第15条の規定により、補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき。

(2) 第13条第2項の規定による概算払により交付された補助金額が、第8条第1項の規定により承認されている額を超えるとき、又は確定額を超えているとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき

2 前項第3号の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合の返還を求める補助金の額及び返還期間は、知事が別に定めるものとする。

3 前項に定める返還期限内に納付がない場合は、規則第17条の2の規定によるものとする。

(会計帳簿等の整備・保存)

第17条 補助事業者は、補助対象事業の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(要綱の見直し)

第18条 この要綱は、その運用状況や実施効果等を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとする。

(補足)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月17日から施行し、令和2年度補助事業から適用する。

別表 1

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間
(1) リスク軽減 補助金	(1) 市町村が、特定地域づくり事業協同組合に対し、収支計画上の利用料金の減収分又は実際の収支における赤字分のいずれか低い額を補填するために交付する補助金	(1) 1/2以内	(1) 1組合当たり90万円	(1) 特定地域づくり事業協同組合の認定を受ける年度を初年度とする3か年度に限る。
(2) 広域奨励補助金	(2) 広域特定地域づくり事業協同組合の設立に向け、専門家による指導・助言を受けるための経費 (報償費、旅費、委託料)	(2) 4/5以内	(2) 1組合当たり60万円 ※2か年度にまたがる場合であっても、補助金の累計額は60万円以内とする。	(2) 特定地域づくり事業協同組合の認定を受ける年度及びその前年度に限る。